

# (公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団

## 2020 年度学術研究助成募集要領

### 1 助成の目的

この助成は、米麦その他主要食糧等を原料とする食品の生産・加工・流通並びに食品科学等に関する研究を行う研究者及び研究グループに対し、研究助成金を交付し、研究等の推進を通じて食生活・食文化の向上、健康の増進及び食品産業の発展に寄与することを目的とします。

### 2 助成の対象

#### (1) 研究分野

米麦その他の主要食糧等を原料とする食品に係る食品科学等の研究領域で以下に具体的な研究分野を例示します。

- ・ 生産・加工
- ・ 成分分析
- ・ 食品の機能・栄養
- ・ 安全・衛生、保存・貯蔵
- ・ 物性、品質、調理
- ・ 食品素材として利用される乳、卵、豆など及びそれらの成分の研究
- ・ 食品素材として利用される澱粉・多糖類、油脂の研究
- ・ 食品製造に利用される発酵・微生物の研究
- ・ 食品科学との学際的研究など

#### (2) 研究者、研究グループ

日本国内の大学、短期大学、高等専門学校等及び公的研究機関において食品に関する研究を行う研究者及び研究グループ。大学院及び学部の学生、研究生並びに企業所属の研究者は募集対象といたしません。

### 3 助成の種類並びに規模等

学術研究助成は個人研究助成及び共同研究助成の2種類に分類され、助成金総額は1億2,000万円とします。なお、個々の助成額は、査定により申請額から減額されることがあります。

#### ① 個人研究助成

単独研究を対象とし、申請額は1件当たり100万円から250万円とし、助成件数は40件内外とします。若手研究者の積極的な応募を期待します。

#### ② 共同研究助成

研究領域及び研究機関(大学、学部、大学院研究科及び研究所等)を異にする複数の研究者が、同一テーマに関し広範に共同研究する場合を対象とします。申請時の研究費の分担は、代表研究者は100万円以上とする他、共同研究者の下限は設定しませんが、代表研究者と研究機関の異なる100万円以上の研究者が1人以上加わることとします。なお、個人研究助成申請者及び企業の研究者を共同研究者とすることはできません。申請額は1件当たり200万円から500万円とし、助成件数は8件内外とします。

#### 4 助成対象となる費用

研究に直接必要な経費。以下に記載した費用は、原則として対象外です。

- ① 申請者及び共同研究者が所属する組織の間接費・管理費・共通経費
- ② 汎用性のある機器(例:パソコン、ファクシミリ、複写機)の購入費

#### 5 助成期間

助成期間は、原則として1カ年(2021年4月から2022年3月)とします。

#### 6 助成申請要件

- ① 上記5に示した助成期間中に、同一又は類似内容の研究課題で他の民間からの助成を受ける予定になっていないこと。他の民間との重複助成は行いません。
- ② 所属研究機関(大学、学部、大学院研究科及び研究所等をいう。)の長の推薦が得られること。
- ③ 所属研究機関の長の推薦件数は、個人研究3件以内、共同研究1件以内とする。但し、同一研究室(分野)からのものでないこと。
- ④ 本助成金の交付が3回までの研究者とします。また、3年連続の助成は行いません。なお、共同研究助成における申請者(代表研究者)以外の研究者(共同研究者)も同様の扱いとしますが、助成金の交付がない場合は、助成回数に含みません。
- ⑤ 当財団の「国際学術会議等開催援助」を除き、当財団の他の助成事業と重複申請は出来ません。

#### 7 申請期間

2020年9月1日(火)～2020年10月20日(火)必着

#### 8 申請方法

当財団のホームページ(<http://www.iiijima-kinenzaidan.or.jp>)から学術研究助成金交付申請書をダウンロードし、申請書記入要領に従って正確に記入のうえ、書面により片面印刷で1部提出願います。

#### 9 選考方法

事務審査の後、当財団の学術研究助成選考委員会の議を経て理事会で決定します。

#### 10 決定通知

採否の結果は2021年3月末日までに文書にて申請者および推薦者に通知します。

#### 11 助成金の交付および贈呈式

助成金の交付にあたり、2021年4月予定している説明会を兼ねた助成金贈呈式へ出席していただき、その後速やかに交付します。

#### 12 報告

研究成果及び助成金の使途については、2022年4月末日までに報告願います。なお、研究成果の報告については当財団の年報等に掲載し公表します。

### 13 返金等

助成を受けた研究者が、次のいずれかに該当するときは、助成金の一部または全ての返金を求める場合があります。また、助成金の交付前であれば交付を中止する場合があります。

- ① 必要な報告書や書類が提出されなかった場合
- ② 対象となる研究活動等が中止になった場合
- ③ 助成金に余剰が発生した場合
- ④ 虚偽の申し出又は報告を行った場合
- ⑤ その他、財団が不適切な行為・支出と認める事案が発生した場合

以上

#### \* 応募お問い合わせ、申請書送付先

(公財)飯島藤十郎記念食品科学振興財団

〒272-0034 千葉県市川市市川1丁目9番2号サンプラザ35ビル6F

TEL: 047-323-5580 FAX: 047-323-6400

E-mail :info@ijima-kinenzaidan.or.jp 担当:細谷(ほそや)